

城里町議会運営委員会会議録

日時 令和3年8月31日(火)

午後 2時00分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(7名)

委員長	阿久津 則 男 君	副委員長	小 塚 孝 君
	河原井 大 介 君		三 村 孝 信 君
	藺 部 一 君		猿 田 正 純 君
	加藤木 直 君		

欠席委員 なし

地方自治法105条の規定により出席した者(1名)

議 長 関 誠一郎 君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長	小 林 克 成
総 務 課 長	山 口 成 治
財 務 課 長 補 佐	江 幡 守 仁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

議会運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 令和3年第3回議会定例会の運営について

① 議事日程(案)について (資料1)

② 一般質問について (資料2)

③ 会期日程(案)について (資料3)

9月7日(火)～17日(金)までの11日間

④ 決算審査の取扱いと審査方法について(資料4)

・決算特別委員会の設置について

・審議方法について

⑤ 請願の取扱いについて (資料5)

(2) コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出
について (資料6)

(3) その他

5 閉 会

午後 2時00分開会

開 会

○委員長（阿久津則男君） 何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年第3回議会定例会に伴う議会運営委員会を開催いたします。

委員長挨拶

○委員長（阿久津則男君） さて、本日の会議は、来る9月7日に予定されております令和3年第3回議会定例会に提出される予定案件及び一般質問等について確認し、また会期日程等について審議、決定するものであります。

慎重なるご審議と委員会運営には特段のご協力をお願いし、開会のご挨拶といたします。

議長挨拶

○委員長（阿久津則男君） なお、本日、関議長が出席しておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 改めて、こんにちは。

昨日まで暑い暑いという日が続きましたが、やっと季節の変わり目になってきているのかなと安堵しているところではありますが、いろいろな情報入りますと、また町の事業においていろいろ不詳があって、マスコミがそして週刊誌がかなり騒いでいるという現状でありますので、議会一丸となって、また執行部も適切なる判断を求めるものでございます。

今日の議運に関しても慎重なる審議をよろしくお願いいたしまして挨拶といたします。ご苦労さまです。

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございます。

なお、財務課で船橋課長が欠席のため、江幡課長補佐が出席しております。

協議事項

○委員長（阿久津則男君） それでは、審議に入ります。

（1）令和3年第3回議会定例会の運営についてを議題といたします。

最初に、①議事日程（案）について事務局より説明を求めます。
事務局、お願いします。

○主任書記（町田めぐみ君） それでは、議事日程につきましてご説明申し上げます。

1 ページ、資料ナンバー 1 の議事日程（案）を御覧願います。

日程第 1 につきましては、会議録署名議員の指名でございます。

日程第 2 は、会期の決定でございます。

定例会に係る案件は日程第 3 からでございます。

議案関係になります。日程第 3、議案第 35 号から日程第 41、議案第 73 号までの 39 件でございます。次に、請願が 1 件ございまして、最後に報告関係でございます。

日程第 43、報告第 30 号から日程第 52、報告第 39 号の 10 件となっております。

以上、本定例会に提案されます議案 39 件、請願 1 件、報告 10 件、合わせて 50 件でございます。

議事日程についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） ただいま議会事務局の説明がございました。

ここで、議事日程（案）に対するご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。
いかがでしょうか。進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 異議なしということですので、次に進行いたします。

次に、②の一般質問についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○主任書記（町田めぐみ君） 令和 3 年第 3 回議会定例会一般質問につきましてご説明申し上げます。

3 ページの資料ナンバー 2 を御覧願います。

今回の一般質問者につきましては、10 名の議員さんから通告がございました。

まず 1 人目といたしまして、8 番、河原井大介議員より通告がございました。次に、6 番、菌部 一議員、4 番、藤咲芙美子議員、1 番、桜井和子議員、3 番、猿田正純議員、2 番、加藤木 直議員、10 番、阿久津則男議員、7 番、三村孝信議員、12 番、杉山 清議員、最後に 14 番、小塚 孝議員で計 10 名の一般質問の通告がございました。

質問内容につきましては、資料ナンバー 2 の 3 ページから 12 ページに記載されておりとなっております。

また、質問時間についても併せてご審議をお願いしたいと思います。

一般質問についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） それでは、事務局よりただいま説明がございました。事務局の説明どおり質問者は合計 10 名ということですが、通告書のとおり決定してよろし

いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございます。

それでは、ただ、今までは1人90分という質問でやっておりましたが、今回10名ということではありますが、委員の皆様方のちょっとご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） 今回10名ということなんですけれども、今までになく人数も多いということで、多分2日になると思うんですけれども、今まで90分だったですよ。60分で、コロナ禍のときでもありますし、60分ではどうかなとは思いますが、どうでしょうか。ご審議ください。

○委員長（阿久津則男君） ただいま加藤木委員のほうから、コロナ禍でもあるので、10名ということですから、60分かどうかというようなご意見ですけれども、いかがでしょうか。

河原井委員。

○委員（河原井大介君） 申し訳ないですけれども、90分という枠組みの中で、1時間を多少超える、5分、10分ぐらいはというイメージだったら60分というので大体。きっちり60分のストップウォッチがあつて60分というのはちょっとね、いささかちょっと難しいところがあると。盛り上がっちゃう場合もありますから。

○議長（関 誠一郎君） そうなるとね、ここ議事進行する立場として難しい。

○委員（河原井大介君） 要はこういうことです、委員長。目安としては、私の場合も4つぐらいあるとして、それがきっちり最後まで終わるまで。一生懸命60分に抑えようとはしますが、どうしても最後の質問が少しスピーディーになってしまう。そのときはロスタイムというんですか、ロスタイムが少し、アディショナルタイムというんですか、今は。少しそこは見ていただけるような雰囲気欲しいなと思いますけれども。

○委員長（阿久津則男君） あれはあれですか、事務局で60分なら60分でタイマーかけちゃうと聞こえなくなっちゃうでしょ。マイクが話せなくなるというか、そういうふうになるような仕組みとは違うの。

○議長（関 誠一郎君） ブザーが鳴るだけだ。

○委員長（阿久津則男君） ブザーが鳴るだけ。答弁してるのは録音できるの。録音できるんだ。そうですか、そうだと議長采配。

○議長（関 誠一郎君） ただね、結局、1人10分、15分延びちゃったと。今度次の人もじゃそれを認めてくれよというふうにならないのかなという……。

○委員（河原井大介君） 分かりました。じゃ、そしたらば、アディショナルタイム5分

ということで。一応イメージとして60分やるとして、5分ぐらいちょっとやれば、皆さん調整つくと思うので、最悪。慌ててしまう方もいる場合もあるんで。

○委員長（阿久津則男君） 副委員長。

○副委員長（小唄 孝君） 加藤木委員からも出た話は最もだと思し、大ちゃんからも言われた話も最もだと思うんで、要するに、今の話からいくと、会議規則では90分という形で取っていて、今コロナの絶頂で非常に10人という枠だから、やはり極力、大ちゃんの見解も考慮して、1時間で皆さん終わりにしましょうという紳士協定の中でやるような形で。非常事態宣言というか、コロナがなくなったときには90分でやると。

○委員（河原井大介君） 分かりました。調整します。

○副委員長（小唄 孝君） 1時間でぴったり切るんじゃないくて、やはり1時間で終わりにしましょうという形でどうだろうね、5分、3分、今、大ちゃんが言ったように、それは認めてあげるといって、ぴたっと1時間で止めてやるというのも酷だと思うので。

○委員（加藤木 直君） その項目の切れ目でね。うまくね。

○副委員長（小唄 孝君） 1時間で終わるように協力してくださいという形で、そういうやり方で、議長、どうですか。

○議長（関 誠一郎君） いいんじゃないですか。ただ、本当にね、結局、濃い一般質問にするには、課長を主に聞いてください。町長を主に聞いちゃうとだったら、私も注意をしますけれども。

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） その話なんですよ、結局、止めているにも関わらず町長があくまでも自分を正当化したくてべらべらしゃべっちゃうんですね。それはもうほんといい加減にやめてほしくて、時間ももったいないんですね。町長の話は中身ないので、正当化するためのものなので、はっきり言いますが、ですから、もうそれは隣にいる総務課長及び副町長、教育長、誰でもいいんですが、なるべく止めるようにしていただいて、いいと言った場合です議員が、もういいよと。それは議長も采配しているんですから、議長の言うことは距離が遠いので。隣にいる方が肩をたたいてですね、座れと、一言言っていたくぐらいの幹部職員になっていただければと思います。

○委員長（阿久津則男君） それではですね、まとめますので、一般質問の時間は、加藤木委員のほうからありましたように、60分以内にするということで。あと最終的には議長采配で多少は認めるというようなことで進めてまいりたいと思います。ご意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございます。

次に、③の会期日程（案）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局、お願いします。

○主任書記（町田めぐみ君） 令和3年第3回議会定例会会期日程（案）につきましてご説明申し上げます。

13ページの資料ナンバー3を御覧願います。

13ページには本年度の会期日程（案）、14ページには昨年度の第3回定例会会期日程の実績を示してございます。

13ページにお戻りいただき御覧願います。

第3回議会定例会の開催につきましては、9月7日が初日となるところでございます。

7日には提案理由説明、請願、委員会付託を行いまして散会となる日程（案）となっております。

翌8日から13日までは休会とし、後ほどご審議いただきたいと存じますが、令和2年度一般会計等の決算について審査をする案となっております。

なお、審査日は8日、9日と10日の3日間を審査の予定日としました。

14、15日は一般質問を予定してございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、一般質問者は10名ですので、2日間を予定したものでございます。

16日は議事整理のため休会といたしまして、17日には委員長報告、質疑、討論、採決、また請願の審議結果の報告を受けまして、閉会と予定したものでございます。

以上、9月7日から17日までの11日間を第3回議会定例会の会期日程（案）としたものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（阿久津則男君） それでは、事務局の説明が終わりましたので、この会期日程（案）についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。この日程案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） それでは、この日程、9月7日から9月17日までの11日間ということで決定したいと思います。よろしく願いをいたします。

次に、④の決算審査の取扱い……。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） はい。

○委員（三村孝信君） いいですか。一般質問を2日にとっているんですが、これってちょうど10人なんで、5人、5人というふうに割り振る予定なのか、それとも例えば1日目に時間に余裕がある場合、できる限りやっちゃうのかね、その辺のところを決めておいていただければと思うんですよ。

○委員長（阿久津則男君） これはそうですね、議長、どうしますか。

○議長（関 誠一郎君） 10人だから、本当はね、三村委員が言うように5人、5人が理想だと思いますがね。時間的には同じなんだから。

○委員長（阿久津則男君） 大体1人1時間やると5時間ですもんね。そうすると4時の頃まではかかるということですよ。

○委員（三村孝信君） はい、分かりました。

○委員長（阿久津則男君） それでは、5人、5人で進めたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

それでは、④決算審査の取扱いと審議方法についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局、お願いします。

○主任書記（町田めぐみ君） 決算審査の取扱いと審議方法についてご説明申し上げます。15ページをお開きください。資料ナンバー4を御覧願います。

この決算審査の取扱いと審議方法につきましては、毎年、城里町決算審議要領に従いまして審議いただいております。城里町決算審議要領に、「決算は決算特別委員会を設置し、議案を付託し、常任委員会方式により所管の決算について審議する」とございますので、決算特別委員会を設置し、8日からご審議いただく案となっております。

今回は、審議日を8日水曜日、9日木曜日の2日間を予定し、10日金曜日は予備日とした案でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（阿久津則男君） それでは、事務局の説明が終わりましたので、ここで決算審査の取扱いと審議の方法に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。

猿田委員。

○委員（猿田正純君） 決算って決算できたんですか。

判こは押したんですか。監査委員も全て精算は終わったという、決算に関して。

○副委員長（小唄 孝君） 決算審査のほう。

○委員長（阿久津則男君） 小唄副委員長。

○副委員長（小唄 孝君） 決算審査の監査委員として、要するに1年間決算というか、会計検査やっても町が非協力的で、資料を出してもらえない、資料を確認させてもらえない、それで、資料をもらおうと2週間たって情報開示請求を出してくださいなんて監査委員に向かって情報開示請求のもとについて2週間待たないと資料が出て来ないし、そういう形で1年間ホロルの湯の問題で町と話し合いしてきたんですけれども、その中で、町長が最高20名しか請求はしないよというのが40名とか35名とか請求しておいて、契約書の中に1週間に1回しかできないで、1週間に1回しかやらないというやつが2回やって、2クールやって40人取ってるだの何だの言って、それを決算審査やる前に話し合いしたんですけれども、町のほうが全然是正するつもりがなく、全然話にならないんです。資料も何も出さない、名簿を見せろと言っても個人情報だからと言って見せない、何もできない。

これでは正当な決算審査ができないものですから、私はそういう是正をしてもらって気持ちよくやろうと思って一生懸命努力はしたんですけども、それに町のほうが、ここに総務課長もいますけれども、話し合いを何度か持って話し合いしたんですけども、町のほうでは全然答えをくれなかったんです。1人の監査委員が決算審査やってみたいですけども、その決算認定の意見書というのは、監査委員2人合議の基で報告することになっておりますので、今回は、決算審査意見書というのは監査委員から出ないと思います。

そういう形で、決算認定のほうは議会がするものでありますから、よくこの決算特別委員会の中で決算認定を議会のほうきちんと調査して決算認定をしていただきたいと思えます。

以上、監査委員はちょっとそういう町の協力とか全然ありませんので、全て町が決算を受けようという気がない、なっておりますので、そういう形で決算認定は……、始まる前に議長さんにも言いまして、このままでは決算認定できないからやらないかも分からないよという報告して了解をもらっておりましたので、あしからず、そういう形で、この場で報告したいと思えます。

以上です。

○委員長（阿久津則男君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） 監査委員の承認はなくても議会で認定するということはできるわけなんですか。

○副委員長（小唄 孝君） 監査委員の意見書は出せないから、決算認定のほうは議会がするものでありますから、議会のほうがそれなりに調査をして決算認定をしていただきたいと思えます。監査委員の場合は意見書をただ提出、2人の監査委員で決算の意見書を出すというだけの話ですから。

○委員長（阿久津則男君） 今回はこれ意見書入ってないの。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 意見書は空白。意見書はついています。でも、判こは押してないですね。

○総務課長（山口成治君） 意見書は入っています。

○委員長（阿久津則男君） 意見書はあるの。

三村委員。

○委員（三村孝信君） そういうことになると、ちょっと意見書っていうのはだって小唄監査委員が全く書いてないわけでしょ。発言もしていない。そうすると、横倉さんだけの意見書ということで理解していいの。

○総務課長（山口成治君） 代表監査委員ということですね。

○委員（三村孝信君） 横倉さんの意見だけ。

○総務課長（山口成治君） 合議に努めなければならないということにはなっているんですけども、合議が整わない状況なので、はい。そういう形で出されていると思えます。

○副委員長（小坏 孝君） でも、私の認識からいくと、1人の監査委員では出せないようになっているんだよな。

○総務課長（山口成治君） 通常ですと、例えば2人監査委員さんいますよね。市町村の場合には2人、大きいところは市の場合には3人というのもあるんですけども、監査委員さんで独任制なので、小坏監査委員さんと横倉監査委員さんの意見が合わない場合もあると。それは、通常合議、話すり合わせてくださいよというので決算については出すようになっているんですけども、どうしても整わないという、それは決算をお互いにやった場合ですよ。その場合には、それぞれの意見をつけるということもそれは制度上できるんですね。

だから、監査をまずやって意見が合わない場合には、それ意見書として出してくださいよというやり方もあるわけです。ただ今回、お一人の……。

○副委員長（小坏 孝君） でも、監査必携からいくと、合議で出すものであって、合議をしてくださいという形で出すものであって、1人の監査委員の報告書は私は出せないと認識しておりますので、そこら辺は。

代表監査委員と言っても、やはり事務的にまとめる代表監査委員であって、意見書を自分の独自で出せるというね、代表監査委員の資格はありませんので。

そういうことが、こういうトラブルがあるもんだから、もう町に再三声をかけているのにも関わらず全然そういうテーブルにつかせようと思わないし、それで意見書を片方で出せるなんていう話は……。

〔「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） はい。

○総務課長（山口成治君） 監査委員事務局としては、一応、今回の監査実施に当たっては、両監査委員さんと監査の実施についてのご依頼、そして合議の協議ということで、事務局としての行動はとって来たつもりであります。

以上です。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 関議長。

○議長（関 誠一郎君） あのね、ちょっと最近の過去にさかのぼっていただきたいんですけども、私、去年の4月、5月監査やったんですよ。そのときに、公用車の事故の処理の問題が起きた。それを監査委員が結局資料請求を要求したにも関わらず、執行部は全くとしてやはり出さない、誠意がない。事故があったにも関わらずね、何が何だか分からないというようなこの執行体制、これに唾然としてね、加藤木さんはそれでやめたんですよ。そういう経緯があるんですよ。監査委員に資料を出せないという今の執行部の態勢、これが大きな問題なんですよ。なぜ出せないのか。結局、通常行政業務やっていて、結局何かあったってやはり議会との情報共有がなければ、いい結果は絶対生まない。片方は隠

している、片方は一生懸命追及しても何も進歩しない。

加藤木さんのことを思い出してくださいよ。加藤木さんもね、資料を出さなくてやめたんですよ。もうこういう町の監査はやりたくない。この体質を何とか変えてくださいよ。今回、小塚さんの監査の問題にも発展したわけですから、なぜ隠すんだか、隠さなきゃならないんだか。私もあのときはね、再三要求しましたよ。財務課職員にも聞いても何も知らない、書類も何もない、誰が何をしたか分からない、こういう行政の在り方はおかしいですよ。

だから、今回の監査報告、意見書についても、やはり執行部としての反省材料として公の場にね、やはり監査委員に非協力的だったということ、これは明らかですから、本来なら議会に文書で提出してほしいです。これ誰が監査委員やったって長続きしないですよ、こんなことやっていたんでは。もう、1つの事故にしても何にしてもやってしまったことはしょうがないんだから、こうこうこういう訳なんだということは簡単でしょうよ。それががないために加藤木昭博さん、財政についてピカイチだったのに自らやめていったんですから、町の恥ですから、総務課長、よく考えてください。

○委員長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） その資料提供についてはですね、監査委員事務局のほうでは、監査委員さんのご指摘については各担当課のほうへ、それは投げています。ただ、そこから出て来るか、来ないかというのは、事務局でもそこから先がなかなか立ち入れないと、あとは担当課の判断になっているのかとは思いますが、その辺のところ、今日の運営委員会のほうで出されていること、また伝えておきたいと思います。

〔「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 私も昨日ちょっとデイリー新潮、ネット記事が出てびっくりしたんですけれども、ここの内容に書いてあるのは、先ほど来お話しているように、これは開発公社の話が書いてあるんですけれども、昨日のネット記事の内容に。監査に対して、開発公社の事業報告書が何ていうんだろう、ここに書いてあるのは、何か分からないけれども出て来ないと。監査拒否であったりとかですね、いろいろプライバシーを理由にした

り。
ちなみに、事務局側というか、その所管の担当者側が出さないというようなことを決めていると。資料は全て、要は求められた資料を全て提出してないとかですね、固有名詞が入っているとかということなんですけど、ちょっと疑問に思うんですけれども、ここの感覚なんですけれども、監査委員は守秘義務を持っていて、何を見せても問題はないはずなんですよね。結局のところ、何で金をもらっているほうがこの資料で我慢してくださいというふうに監査委員に言うのか。そこがポイントだと思うんですよ。

それは、公用車の、町長が交通事故した事故の問題もそうなんですけれども、そのほか

の問題もいろいろ多々あると思いますよね。結局、情報開示する際に、いつもなんですけれども、t o t oのやつとかねやり取りしたやつでペーパーも出てこないんですけれども、いずれにしてもそういうものとか出さないということ、特に監査委員とって町長が選んだ、選任した小坪議員さんに対して監査をお願いしますとお願いしているにも関わらず、個人情報の保護法の観点から守秘義務を持っている方に対して、このデイリー新潮にもありましたけれども、監査拒否をしているというのは、金もらう側ですよ、どういう筋合いとか、どういう論理でやっているのか。

要は、隠したい、隠ぺいしたい、逃げたいという思惑の中で資料をやっているんであれば、逆にそこは分かりそうな気がしますが、そうではないと。問題ない、問題ないと言っているわけですよ。問題ないんだったら問題ないように全ての資料、根拠資料を小坪さんにお見せすればよかったんじゃないのかなと思うんですけれども、その感覚って所管の担当なんでしょうけれども、基本的に町長が指示すればほとんど出てくるはずですが、町長が見せないでと指示している可能性もあるんじゃないかとここに書いてあるんですよ。このネット記事は書いてます。どっちなのと、本当は。隠したいの、それとも本当は問題ないんだけど、恥ずかしいのか、よく分かりませんが、小坪さんを信用できないのか。

いずれにしても出て来ない資料の中で監査がこういうふうにもめるというのは、あまり何と言うんでしょう、認識だったり、税金を扱う行政として。しかも、行政を監査しなさいとお願いしているもので情報がきちっと出してやれていない、監査できない。これ議会にもそうだったですけれども、今まで。だから百条委員会立ち上がったたりするわけなんですけれども。

いずれにしても、もう彼が町長になって7年間ずっとこの繰り返し、毎回、毎定例会。それがネット記事に出てきて、これって由々しき問題であって、そろそろ行政内部の中で、自助作業がね、出てきてもよろしいんじゃないかと。40歳ぐらいの若造が騒いでいて、私も若造ですが、その若造のお父さん世代の皆様が幹部連中が止められないということが、諫言できないということがやはり問題であると思うんですね。

これしっかり、ちょっともう一回小坪さんとお話し合っていたきたいし、議長ともきちっと話し合いをしていただきたいし、議会運営委員会としてもきちっと話し合いをしていきたい、そういう場を本当に真摯にもう一回作っていただきたいと思います。

今日場でなくて、またこれから先何度もありますから、もうこれネット記事に出ていますから、これどういうことなのか、本当なんですかと、まず。公式見解はどういうふうに出ますか、これ。行政から。行政の公式見解を求めたいと思います。

それと、もう一点ですけれども、町長不信任案に対して私提出しましたけれども、このばかどもがね、議会のばかどもが解散する気もなく、根性ないのに出しやがってと、パフォーマンスだと言い切っているということもこれは由々しき問題ですから。これとんでも

ない話ですから。議会制民主主義なめてるし、議会なめてる。これね、コピーさせてもらいましたし、提出しましたけれども、これ昨日の記事ですね、これ。議会なめてますので、ちょっとこら辺は公式な謝罪は上遠野からもらいたいと思いますので、お願いします。けじめつけてください。

○委員長（阿久津則男君） 関議長。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長。これ後で読んでもらって、結局、私が言った監査委員に対する処遇、小坪さんもそうですし、監査委員に対する処遇の問題について、総務課長としてどのように考えているのか、ちょっと答弁をもらいたい。

○委員長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） 処遇というのはどういうことですか。

○議長（関 誠一郎君） 結局、資料を全く出さない。資料を監査委員が求めても資料を出さないで加藤木さんがやめる、小坪さんは今回も出ないと、こういう異常事態ですから、それは結局、総務課長として、各課、担当課に対して、結局、監査委員の要求している資料等々、こういうのはね、やっぱりスムーズに出すべきだと私は思うんですけども、総務課長はどう思います。それ担当課の判断だから構わないと。そういう問題なのか。

○委員長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） 先ほど申し上げましたように、書類の提出については所管課のほうからの提出ということになるので、それについては所管課のほうに委ねております。

○議長（関 誠一郎君） それは総務課長として逃げですよ。総務課長は全部を総括する課なんだから、監査委員からこういう資料があったと。財務課はどうして出して説明できないんだと。やはり指導する立場の課でしょ。上にああだこうだ聞く必要はない。結局、あなたが担当課に指導して、こういうふうに資料出して先に進めようという判断するのが筋道じゃないかと思うんですけどもね。ただ、担当課に任せたからいいという問題じゃない。それで逃げられたら私が何もならない。

○委員長（阿久津則男君） 小坪委員。

○副委員長（小坪 孝君） 議長、いいかな。今ね、総務課長苦しい答弁していますけれども、本当に事務局一生懸命監査委員に対しては協力度がすごいんですよ。ただ、資料でも何でも各課に行って町長の決裁をもらわないと出せないんですという話で確認もさせない、町長の判断待ちなんですと言って、それでいつももやもやされちゃって、正当な監査ができないというのは、総務課長だの監査委員事務局の職員、一生懸命私に協力していただいて、そういう調査にも同行していただいて、協力はものすごいしていただけるんですけども、そこに町長の決裁というのは、町長の返事待ちだとか何とか言って全然出て来ないというのが、このインターネットにも書かれているのが本当かなという感じなんです。だから、誰が監査委員やっても、誰が素晴らしい監査委員を代表監査委員に据えたとしても、今の町の態勢からいくと、監査をさせない、見せない、露出させない、自分らがやっ

ているのは何でもいいんだという感じでやっていますので、非常に北朝鮮張りくらいになっているのかなという感じがしますので、そこら辺の体質を皆さん議員で絶対北朝鮮みたいな町にしないで、民主主義の町にさせていただきたいと思います。議員の皆さんのお力添えをお願いしたいと思います。

○委員長（阿久津則男君） 三村委員。

○委員（三村孝信君） いろいろ議長とか小塚さんからお話を聞いたんですが、今回、話を先に進めるには、今回のそういう横倉さんの意見書を添付したと。そういう決算が上程されてくるわけけれども、これ自体は、局長、あれかな、問題ないのかな。こういう事態というのはよその自治体等ではあるんですか。

そういった点で、例えば、それがそういう事例があって、そういうこともできるんですよというなら決算委員会の中で審議するんだろうけれども、ただこれが何ていうの、瑕疵のあるような上程の仕方であれば、決算審査をする以前の問題になると思うんですよ。だから、その辺のところの判断をちょっと聞かせてもらいたいんですよ。

○委員長（阿久津則男君） 事務局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 議会事務局で、私のほうも決算審査として出せるか、出せないか、Q&Aを調べたところ、そういう理由をつけて付議することは可能だというQ&Aも前お見せいたしました、あるのはあるんです。それがいいか悪いかの判断は書いてありません。

○委員長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） やはり局長と同じ答弁になりますけれども、2名で、1名事故あるときには決算審査ができないのかというと、その意見書として出せない、出せないということは書いてないんですね。ですから、最終的に判断は……。

○委員（小塚 孝君） 事故にしないでもらいたいな。話し合っってこういう形にしたのは執行部がしているのに、事故の扱いに私をしないでほしい。私は、決算認定も何でもやりたくて、あなたたちに言い寄って話をしているんだから、事故があるときはなんて特別でいてこれは出せる話ではないと思うんでね。事故だか、本当に入院しちゃったり何かして、もう審査をやる前に話し合いをして当然言い寄ってるのにその答えが全然何も戻ってこない、何もしないで自分らができるんだなんて判断でやっていたのかとなると、ちょっとがっかりしてしまうんで、恐らく私が健全である以上は、事故があるときには出せるか分からないけれども、健全である以上は話し合いを持ってやろうとしたのに、執行部が全然その土俵に乗らないで、あなたらが勝手に出せるという判断をするというのがちょっと私にすれば残念かなという感じがするね。

何も努力しないで事故があるときには出せるんだなんて話で私を事故扱いにされちゃうと、非常にいじやけてしゃあねえやな。

○委員長（阿久津則男君） そうですね、そうするとですね、これこのまま話進まないん

ですが、今、意見書が1名で出ていても大丈夫は大丈夫なんですね。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 県のほうにも聞いたんですよ。判断は市町村に委ねると。結局そこになってしまうと。

○委員長（阿久津則男君） あとはこの議会で決算審査をすると。

〔「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） はい。

○委員（河原井大介君） 結局のところですね、この市町村が勝手に決めろということ。県は言っているわけですよ。そうすると、この議会運営委員会がこの決算を今回9月になるのか、12月にするのかという判断を今するということになると思うんですよ。多分、今の話でいくと事故あるときというのは、不名誉だと思うんですが、そういうケースの場合ということでOKとなっているわけですから、当然、この決算審査はできる。

○委員長（阿久津則男君） はい、局長。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 私の調べた事例の場合は、決算審査に不備がある、瑕疵がある、間違いがあるんで、監査委員が納得しないで判を押さなくても議会に上程できるのかという問いに対して、そういうことは通常ないが、首長はその理由を議会に付してかけることはできるという問いがありました。そんな感じでしたよね。

○委員長（阿久津則男君） そうですか。

ちょっと前に進めたいと思うんですが、要は、この決算審査を今回やるかどうかですよ。

○委員（河原井大介君） 私はもう全然やっていいと思いますよ。

○委員長（阿久津則男君） ただいま河原井委員のほうから、決算審査をやってもいいだろうというようなご意見が出ました。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） それでは、決算審議要領に従って、所管常任委員会に付託したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） それでは、決算審査の取扱いと審議方法につきましては、特別委員会を設置して所管の常任委員会に付託し、従来どおり審査をしていくようにいたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

それでは、決算審査の取扱いと審議方法につきましては、従来どおり8日（水曜日）には総務民生常任委員会を行い、9日（木曜日）に教育産業常任委員会において審議をしていくことといたします。

続いて、⑤請願の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局。

○主任書記（町田めぐみ君） それでは、請願の取扱いについてご説明をいたします。

16ページの資料ナンバー5を御覧願います。

今回、請願1件の提出がございました。17ページを御覧願います。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願でございます。

請願代表者は茨城県教職員組合執行委員長、杉山 繁様でございます。紹介議員は河原井大介議員でございます。

18ページから内容をご説明いたします。

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、小学校の学級編制標準が35人学級に引き下げられますが、中学、高校でも35人学級の早期実施が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

こうした観点から、政府予算編成において本請願事項が実現されるよう国の関係機関への意見書提出を請願いたします。といった内容でございます。

以上、簡単ではございますが、請願1件の内容をご説明いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（阿久津則男君） それでは、事務局の説明が終わりました。

請願の取扱いにつきましては、従来から所管常任委員会に付託し、審査を行っていただいております。今回もそのようにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） ありがとうございます。

それでは、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきましては、教育産業常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと思います。

三村委員長、よろしくお願いいたします。

○委員（三村孝信君） はい。

○委員長（阿久津則男君） それでは、ここで執行部の方々には退席していただきたいと思っております。委員の皆様方には、執行部または……。退席していただいて結構です。

すみません。執行部が退席する前に、何か質問があればよろしく申し上げます。また、執行部からあればよろしく申し上げます。ありませんか。

副委員長。

○副委員長（小坏 孝君） 町民の方から文句言われたんだけど、ホーリーホックが

グラウンドゴルフの募集要項、要するに会費なんか全然書いてないのに、無料で参加できるのかなと思ったら町のお知らせ版で1人1,100円になって、何で町が介護予防と同じくホロルが1,100円を取る形なんですか。あれホロルが取ってホーリーホックがただでやろうと思っているんだけども。

それで、会場が狭いののに何でホロルでやるんですかという声が多いんだよね。七会でアツマーレで無料開放でグラウンドゴルフをやっているのに300名集めるんだらば、やっぱり広いホーリーホックのグラウンドで300名集めてきちんとやって、やはりホーリーのグラウンドゴルフであってホロルの湯の駐車場300台も止めちゃうと温泉に来た人らに要するに邪魔をするという形になるもので、アツマーレのグラウンドを見てもらったらいいいじゃないですかね。今のコロナの時期に何でホロルなのか、そこら辺がちちょっと会費を片方は無料で片方取るなんていうチラシのまき方も変だと思ふし、そこら辺。

○委員長（阿久津則男君） 要望があったんですね。

どうですか、課長。

○副委員長（小唄 孝君） これを改善してアツマーレのグラウンドでやってくださいと言ってるんだ、密になるから。向こうは2コースしかないし、300名も集めて……。

○委員長（阿久津則男君） コース的にはいいんですか、平らなところでも。

○副委員長（小唄 孝君） 平らなところでもやっぱり2メートル以上間隔開けなさいという、片方に150名集めて2つに分かれるよりは、道具集めれば4カ所ぐらい作れっぺよな、アツマーレならな。それで午前中ぐらいで短時間に終わるんじゃないの、さっと。

〔「300名集まるんだ」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（小唄 孝君） 300名。そんで1,100円取る。片方はホロルが取るのかホーリーホックは無料みたいなんだけども、何で人のふんどしで金を取るのかなというのが非常に……。

〔「課長、やらないでしょ」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（小唄 孝君） あと1点。あれ財政課何であれ入札否決にやったやつがさも契約したように書かれて報告されてるんだ、お知らせ版。否決になっちゃったやつを契約したような書き方で環境センターのやつが出されているなんていうのは、何だお知らせ版がいい加減なお知らせ版であって、こういうのは出すなよ。さも契約したようにしてお知らせ版で出してるなんていうのはいい加減な話だし、やっぱりみんなに言われる、やっぱり町民もよく見てるからこれを。いい加減なお知らせはするなよ。

そんで注意したら、今度は注意したやつと直すやつが全然違うやつが財政課あたり得意で、言うこと聞かないで勝手に直しちゃう。

○委員長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 調べた結果お知らせするわけなんですけど、今回です、ホーリーホックがグラウンドゴルフを開催したいというのは、ホーリーホックの自

主事業の中でグラウンドゴルフを開催したいというお話で、ホールの湯のほうと調整をして行っている事業であります。

会費1,100円の内訳ですが、これには入浴料と弁当代と保険代と記念グッズとグラウンドゴルフの使用料が入っているようであります。1,100円では到底足りないものですから、ホーリーホックのほうではですね、協賛の事業者を募って行っているような状況です。

今、このコロナの時期に300人も集めてというお話がありましたけれども、スタート時間のほうはですね、みんな集めないで時間を出すのかなというふうには聞いた話なんですけど、そのようなことで行うということなんですけれども、あとは10月3日、コロナがどうなるか分かりませんが、その辺はコロナの状況によっては、私のほうでも中止にするというようなことで目は光らせていきたいと考えてございます。

それと、入札結果なんですけれども、今回、8月号のお知らせ版のほうに入札結果7月分ということで掲載してございます。令和2年度不燃性粗大ごみ処理施設等建設工事ですか、業者名と1億3,500万円ですかね、金額も載ってございます。これについては、議決前ではありますけれども、入札の結果ということでは紛らわしいんですけれども、載せているという内容でございまして、実際に載せるのはまちづくり戦略課のほうで載せているんですが、原稿はですね、財務課のほうで入札結果ということで上がって来るものですから、このようなことで処理をしたということでございます。

以上です。

○委員長（阿久津則男君） 猿田委員。

○委員（猿田正純君） 今の入札結果のほうのお話なんですけれども、これは後で否決をされたとかという訂正文というか、公式な文書というのは何かで町民に知らせるようなことはされる予定はないんですか。このままだと、言われたまま町民はこれ決まったんだねというそういう言い方を何人かにやはり言われているので、否決をされたということは議会だよりで載っていないならば分からないのかもしれないので。

○委員長（阿久津則男君） 財務課長補佐。

○財務課長補佐（江幡守仁君） 今お話があった件につきましては、広報の所管のほうと話し合っちゃってちょっと検討していきたいと思っておりますので。

○委員長（阿久津則男君） 本来は、私もあれ見ましたけれども、載せるのはしょうがないにしても、括弧して議会否決とか……。

〔「議決案件とか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） うん、そういうふうなことをやればこういう問題にならないと思うんだけど。何とか、町民には報告しなくちゃならないから、それはそれでね、また次回のしろさとだよりでも何でもいいから報告してください。

○委員（河原井大介君） ちょっと中座してしまうんですが、その前に2点だけちょっと確認させていただいて、まず1点目、教育委員会がちょっと今いないんですけれども、教

育委員会のほうからちょっと教えていただきたいのは、ホームページ上では9月の一斉登校からオンラインでの授業と書いてあるんですが、その詳細についてちょっと説明がいただければと、全協の時にでも。ちょっとお父さん、お母さんたちも心配しているというか、オンライン授業についてはちょっと分かりづらいというのと、あと9月12日過ぎたところで、結局デルタ株は消えないと。そういうときにきちっとしたオンデマンドとしてオンライン授業がどこまで成立するのか、どういうシミュレーションをしているのかというのがお聞きになりたいということが町民の方もあったもんですから、そういうのでちょっと全協の時にでもというふうに思っています。

再度議運なんですけれども、全協の、今は全員協議会って大体どこの議会もフルオープンにしちゃって聞けるようになってる。もしくは動画で配信しているというのもあるんですが、これ事務局長にお聞きするんですが、技術的なものとして全協の画像としては情報開示という意味合いにおいては放送することは可能ですか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 技術的には可能です。

○委員（河原井大介君） ライブはちょっとやりづらいと思うんですね。問題があるので、ですから、録画したものを流す。一度目を通して議運とかで、だったらばよろしいのかなと思ったので、そういったオンデマンド、いわゆる教育の問題だとか、実は全協のほうの話が膨らんだり分かりやすいものがあるものですから、ちょっとそういうものも兼ねてぜひ一度検討して、録画でいいと思うんですが、ちょっとそれを出させていただければなというふうに思ったものですから。

今日はちょっと教育委員会のほうがないので、ちょっと教えてほしいなというのがあります。そこをつないでいただければなというふうに思います。

○委員長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） 今、河原井委員さんからのご質疑ですけれども、教育委員会のほうは事務局長のほうに伝えておきますので、全協の際ということですか。

○委員（河原井大介君） 全協でいいと思います。せっかくですから、皆さん集まる時ですから。

○総務課長（山口成治君） 分かりました。

○委員（河原井大介君） そんな難しい内容はないですね、今回、決算やりませんから。

○総務課長（山口成治君） どのようにやるかといった手法ですからね。はい。

○委員（河原井大介君） 手法的なものなので。

○総務課長（山口成治君） 了解です。

○委員（河原井大介君） すみません、ちょっと中座します。

○委員長（阿久津則男君） 河原井委員はここで退席いたします。

〔「委員長、もう1点いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） すみません、今回ですね、39議案上程させていただいておりまして、そのうち23の議案につきましては損害賠償の決定ということで、お願いするわけでありまして。そのうち23議案の損害賠償のうち21議案につきましては追認案件ということで、大変申し訳ないんですけども、ご承認のほうをいただきたいということで、今回提案のほうをさせていただいています。

内容につきましては、町道における車両の破損、パンク等が主なんですけども、その追認案件。それと、公用車運転時の職員の賠償事故ということで、主だってその2つ上程させていただきますので、よろしくご審議お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（阿久津則男君） 執行部ないですか、こっちは。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） じゃ執行部の皆さんは退席して結構です。

○議長（関 誠一郎君） 議決してから職員の処分やるの。

○総務課長（山口成治君） 処分については、既に終わっています。

○議長（関 誠一郎君） 終わってるの。

○総務課長（山口成治君） 済んでいます。

○議長（関 誠一郎君） 本当に。

○副委員長（小坏 孝君） その報告出せよ。どのくらいの処分がなってるのか。処分の一覧表で。どういう処分が出たのか。

○総務課長（山口成治君） 処分内容ですか。そうですね、その内容については町長と詰めておきますので。

○議長（関 誠一郎君） 町長に聞かなくていいよ、総務課長。

○総務課長（山口成治君） いいですか、分かりました。

○副委員長（小坏 孝君） だって、処分は公にしなくちゃならないやつだもの、処分をしたとなったら報告しなきゃなんないし。

監査委員があれに出したやつもまくんなら、あれも一緒にまいたら。

○総務課長（山口成治君） 何ですか。

○副委員長（小坏 孝君） 代表監査委員と2人で。それは隠しといて違うことばかりまくべと思ってるから。長寿応援課に是正勧告を出してるやつの……。

○総務課長（山口成治君） 告示した分ですか。告示したやつですよ。

○副委員長（小坏 孝君） 告示したやつ。議員さんにまいてください、あれ。告示したんだから。告示で監査委員が出してるやつ。公にしなればどこさ出したんだかかんないもんな。

○委員長（阿久津則男君） 総務課長。

○総務課長（山口成治君） 既にその内容については告示という形で掲示板のほうに掲示

しておりますので、公になっているという前提でよろしいでしょうか。

○副委員長（小唄 孝君） だから、議員さんにも公にさせていただきます、監査委員の意見書。

○総務課長（山口成治君） その告示との関係なんですが、どう判断されるのかとか……。

○副委員長（小唄 孝君） 告示のやつも出してくださいというの。意見書を、決算の意見書を出すんなら両方出してください。代表監査委員が決算意見書を出すというんならば、監査委員が協議してやったやつも両方議員さんに配付してくださいね。まくんだら。

○総務課長（山口成治君） 判断はお任せしますので。公示はしてあります。

○副委員長（小唄 孝君） 告示したやつを議員さんにもやっぱり公にしてくださいって。決算意見書と一緒に。決算意見書出すんでしょ。

○総務課長（山口成治君） 監査報告書の中に入っています。

○副委員長（小唄 孝君） だから、それも代表監査委員と監査委員が出したやつも議員さんに配付してください。

○委員（藺部 一君） それ告示してあれば出して構わないんじゃないの。

○副委員長（小唄 孝君） 告示したやつなんでしょ。

○総務課長（山口成治君） それは判断はお任せします。

○委員（藺部 一君） 告示してあるんだから既に。

○副委員長（小唄 孝君） そういうのを隠さないで……。

○総務課長（山口成治君） いや、隠して……、それ通常告示してあるんで……。隠している内容ではないので。

○副委員長（小唄 孝君） 出さないで……、監査委員の意見書を全て出すようになってるんだよ、あれ議会に。

○総務課長（山口成治君） 告示したものまで出すのかなということ。

○副委員長（小唄 孝君） 出すんだよ。監査委員の意見書は出すようになってるんだよ。

○委員長（阿久津則男君） 監査委員が出してほしいと言うんだから、出していいんじゃないですか。

○総務課長（山口成治君） じゃ、それは議運のほうで一応そういう判断だということよろしいですか。

○委員長（阿久津則男君） いいですよ。

○総務課長（山口成治君） はい、分かりました。

○委員長（阿久津則男君） 監査委員があと何が出て来ないって言ってるの、それ。幾つかあるんですか。

○副委員長（小唄 孝君） 何が出て来ないってほとんど出てこない、確認もさせない、何もできない。もうほとんど……。

○委員長（阿久津則男君） それは言わなくちゃなんないよな。出さないっていうのは。

○副委員長（小唄 孝君） 出さない、確認させない、何も、大丈夫だ、大丈夫だ、金額だけこのインターネットのあれにも書いたけど、適正に……。

○委員長（阿久津則男君） 町長の印鑑であれば出るってやつなのかな。

○副委員長（小唄 孝君） 町長の印鑑がなくても何でも監査委員というのは確認ができるのよ。確認ができるのよ。

○委員長（阿久津則男君） いつから町長が印鑑押すようになったの、あれ。印鑑というか、町長の認めがなくちゃ見せるんじゃないとか何とかなんて。

○副委員長（小唄 孝君） 監査委員より町長の執行権のほうが強くなっちゃってるという異常事態がだめだよと言ってるだけで、監査委員が求めるやつは何でも確認だの何だの全てさせればいいのよ。今言ったように、監査委員の意見書出してくださいねって言ったって、こんなに目の前で監査委員が出してくださいね、皆さんにとまったってこんなに出さないで渋ってて、こういう状態で何をやっぺったってどうしようもないんだ。

○委員長（阿久津則男君） とりあえず、それ出してください。

○総務課長（山口成治君） 分かりました。

○委員長（阿久津則男君） お願いします。

〔執行部退席〕

○委員長（阿久津則男君） それでは進めます。

次に、（２）コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○主任書記（町田めぐみ君） それでは、事務局より説明をさせていただきます。

19ページの資料ナンバー6を御覧願います。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、茨城県町村議会議長会より依頼がございました。

21ページに意見書（案）、23ページ以降に詳細な説明を載せておりますので、確認していただきまして、議会運営委員会として定例会に上げるかどうかご審議をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてご説明をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（阿久津則男君） 事務局より説明がありました。

それでは、ここで委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

これ前回も出たんだよね。

○主任書記（町田めぐみ君） 去年も同じものが。

○委員長（阿久津則男君） 去年。

いかがでしょうか。意見書提出しますか。

〔「はい、いいと思います」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） それでは、提出することで決定いたします。

あとはこれ最終日なんですけど、これは議運のメンバーで発議ということでよろしいでしょうか。前回もそうだったんですが、議運のメンバー全員賛成ということですね。名前で提出したいと思います。

それでは、最後であります。（3）その他についてでありますけど、何かありますか。事務局でありますか。

〔「1点よろしい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 議長。

○議長（関 誠一郎君） 私たちの任期もあと少しになってきて、彼岸時期ということかもしれませんが、ただ私はちょっと町民からも言われていたんだけど、なかなか本来6月に言おうかなと思っていた、あと4年後になりますと、人口も1万6,000人を切るか切らないかというふうな現状の中で、議員定数を削減したらという話を支持者、有権者の中から随分言われてきたんですね。

ここで、私の提案として、本当に期間的に非常に厳しいと思います。また委員さんも2人いないような中でお話するのもあれですけども、全体の中で議員定数を考えていったらどうだろうということを委員長のほうで皆さんにお聞きしていただければと思いますので、お願いします。

○委員長（阿久津則男君） ただいま議長のほうから、いけないんですけども、議員定数の話し合いを町民のほうから求められているということで、ただいま議運のほうに提案がありました。委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） これはね、結局、私のほうから出たからその方向にまとめるとか、いやそうじゃなくて現状のままで行くとか、結局、これは皆さんの意見の総意で行かなくちゃおかしい問題ですから、ただ私はそういうね、町民からの意見が長い間あったものですから、この機会に発言させていただきました。

だから、結局、まとまらなければまとまらないでいいし、削減なら削減でいいし。だから、議運でもんだよというようなね……。

○副委員長（小塚 孝君） 今日はそこまでで、要するに課題として調査してもらったらいんじゃないの、個人個人に、どう思うかね。一応ここで終わりにしておいて。こうだという答えじゃなく。

○議長（関 誠一郎君） とにかく皆さんにご意見聞かなくちゃならないもんで。

○委員長（阿久津則男君） 加藤木委員。

○委員（加藤木 直君） ちなみにですね、大洗とか茨城町とかほかの市町村ありますけれども、茨城県内であると、大体1人当たり町民の数というのは何人ぐらいになっている

んですか、平均的に、というのわかりますか。どうなのか。

○議会事務局長（阿久津雅志君） すぐには出ません、すみません。

○委員（加藤木 直君） そういうものもやっぱりずば抜けて例えば城里町が突出して低いとか……。

○副委員長（小坪 孝君） 多いわけでもないもんね。

○委員（加藤木 直君） 多いなら多いほうがいいんだけども。

そこら辺やっぱりあれだよな。

○副委員長（小坪 孝君） ちょっとあとで協議しようよ。

○議長（関 誠一郎君） 法定では結構な人数になるんですよ。

○委員長（阿久津則男君） ただ、何て言うんでしょう、来年の2月が選挙ですもんね。ですから、逆算するとあれでしょ、9月、今回の議会で決める時はですよ、やる、やらないは別にしてもそういう話し合いはするんであれば、今回なんですよ。

○議長（関 誠一郎君） そう、最後のチャンス。

○委員長（阿久津則男君） 議運としてこういう話がありましたという話はしてもいいのかな。それでみんなが、じゃ……。

○委員（加藤木 直君） 12月じゃ間に合わないでしょう。

○委員（阿久津則男君） 12月じゃ間に合わないでしょ。

○副委員長（小坪 孝君） やる気になれば12月でも……。

○委員（加藤木 直君） もう2月だからね。

○副委員長（小坪 孝君） でも、往々にしていざトラブルになってくると議員定数が叫ばれてこられるし、そこら辺が意図的に誰か頼んでるのかなという感じがしないでもないんだけども。

○委員長（阿久津則男君） 確かにね、大洗は定数少なくとも面積が狭いんですよ。

○委員（加藤木 直君） 地域性というのももちろんあるしね。

○副委員長（小坪 孝君） うちの町は広いからな。

○委員長（阿久津則男君） いろいろな方向でね、定数は決めたほうがいいと思うんですが。

○議長（関 誠一郎君） 皆さんの幅広い意見を聞いて。

○副委員長（小坪 孝君） やるときには小選挙区制にするか。旧町村ごとに。

○委員長（阿久津則男君） 名前売れてる人にはかなわないからな。

○副委員長（小坪 孝君） いや、そこら辺考慮して後で検討しようよ。

○議長（関 誠一郎君） そうしましょう。

○委員（猿田正純君） 仮にもし皆さんで話し合うとかとなったときはどう……。

○副委員長（小坪 孝君） 話し合いというか、それは個人個人ちょっと調査して勉強しないと、ちょっとすぐにここで関さんに言われたからって言って、はいと言うわけにもい

かないと思うんだよな、やっぱりな。今の……。小選挙区制にしないと石塚の人口の多いところに議員さんがかなり減っちゃうような気がする。旧常北あたりで町民の数は多いんだけど、議員さんの数が減っちゃって逆比例しちゃうから、そこら辺が、はい分かりましたという返事になっちゃうと、ちょっと町民の代表としてはそこら辺調査しないと、返事できないものですから、ちょっと時間ください。

○議長（関 誠一郎君） それはそれでいいですよ。

○委員長（阿久津則男君） それでは、そのほかなければですね、前回6月の議会の際に議員の視察研修の話が出たと思うんですよ。ただ、今回コロナで、これも逆算しても本当に遅くても11月に実施しないともう間に合わないですもんね。かといって9月に予約なんかしてたら怒られちゃいますから……。

○副委員長（小坏 孝君） 今の非常事態からいけばちょっと無理だっぺ。

○委員長（阿久津則男君） だから、議運としては中止ということで、その意見をちょっと聞いたかったんですが。

○副委員長（小坏 孝君） あとは委員長の判断でどう委員長がまとめつか、委員会によってちょっと協議してもらって、そこら辺で議運としては今時期尚早だっぺな、非常事態でね。

○委員長（阿久津則男君） 相手の市町村もありますしね。怒られちゃいますから。

○副委員長（小坏 孝君） 委員長、副委員長で所管に恐らく決算審査で集まるだろうから、そこら辺。

○委員長（阿久津則男君） じゃ、議運としては中止でいいですか。

○副委員長（小坏 孝君） 中止の方向で、委員会差し置いて……。

○委員長（阿久津則男君） 議運の研修は。

○副委員長（小坏 孝君） 議運の研修はちょっと中止して。

○委員（藺部 一君） 各委員会はまた別。

○副委員長（小坏 孝君） 常任委員会が行くって言えば、それに議運が同行できっから。議会運営委員会では中止でもいいんじゃないの。

○委員長（阿久津則男君） 中止ということで決定したいと思います。

○副委員長（小坏 孝君） どうですか、1期生の。議運に入ったばかりで研修に行けないなんていって怒られるとしょうがない。

○委員（加藤木 直君） グラウンドゴルフやるっちゃあんめなんて言ってんのに、研修に行くべなんて言ったら頭狂ってっぺって言われちゃうべよ。

○副委員長（小坏 孝君） 言われちゃうよな、時期尚早だっぺな。じゃ委員長、そのように。

○委員長（阿久津則男君） そのようにしますので、ご理解お願いしたいと思います。

閉会中の議会運営委員会の所掌事務調査についてですが、今回も最終日に上程するとい

うことよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿久津則男君） 異議なしということで、従来どおり日程に入れることにいたします。

閉 会

○委員長（阿久津則男君） 以上で、当委員会に付議されました会議案件について審議を終了いたしました。

ここで閉会に当たりまして、小塚副委員長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

○副委員長（小塚 孝君） 大変ご苦労さまでございました。令和3年第3回定例会に向かいますの議会運営委員会、慎重審議ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時18分閉会